

議会全員協議会

所得税還付等の調査について

6月20日開催分
1. 職員への聴き取り調査
(6月17日現在)

- ①平成15年度(旧角館町)から17年度(仙北市)に在籍した税務課職員24名を対象に聴き取り調査の実施
- ②平成14年度(旧角館町)の税務課職員を対象に聴き取り調査の実施
- ③平成14年度(旧角館町)から17年度(仙北市)にかけて会計課長であった職員を対象に聴き取り調査の実施
- 2. 差押対象者及び金額の確認
- ①平成14年～17年、662件確認
- 3. 所得税還付金の充当先の確認
- ①平成14年～17年、662件確認
- 4. 債権譲渡通知書の確認
- ①納税者以外へ充当されているケースについて、債権譲渡通知書の所在の確認
- 5. 残余金還付状況の確認
- ①差押調査に記載されている滞納額を上回る還付金を

差押えた場合、残余金が納税者へ還付されているかを確認

- 6. 差押調査簿本及び配当計算書の送付状況の確認
- ①差押調査簿本の送付履歴を確認
- ②配当計算書の送付履歴を確認
- 7. 社会保険料控除欄の記載内容の精査
- ①国民健康保険税の納付状況を確認
- ②国民年金保険料の納付状況を確認
- ③介護保険料の納付状況を確認
- 8. 医療費控除欄の記載内容の精査
- ①医療機関の受診状況により妥当性確認
- 9. 生命保険料及び損害保険料控除欄の記載内容の精査
- ①生命保険加入状況の前年度及び翌年度比較等により妥当性確認
- ②損害保険加入状況の前年度及び翌年度比較等により妥当性確認
- 7～9の調査により不正な処理が行われていたと疑われる事案が延べ100件

程度見受けられ、関係機関から提供を受けた情報に基づき確認作業中

10. 国税局の調査経過

①確定申告書の閲覧・複写を依頼

* 国税局等の調査結果として26名30件分の修正申告あり

その他 調定乖離について

税務システムで管理している未納が決算書よりも多い状況である。

県税の報告データが昭和60年から地域振興局に残されており、この内容に基づき県に対する報告から逆算した表を再現し、実際の決算書と突合している。

問 今までの調査過程において、一番のネックとなっているものは何か。

調査局長 一つには調査対象になる方、聴き取りしなければならぬ方が、次々と増えてくること。もう一つは帳簿そのものが全部揃っていないわけでなく、保管場所が分からないケースもある。地道な調査を進めている。

問 還付された所得税が、滞納された税以外に充当されたり、個人的に流用された事実はないのか。

調査局長 流用は確認されていない。

問 合併以後にも、違法な所得税の還付が行われたという報告もあるが旧町村のどこか、行った職員は特定できているか。

調査局長 現在調査中である。

問 およその見当として、いつごろ結果が出るのか。

調査局長 7月末には調査委員会もあるので、その席上で進捗状況と調査精度を含め、一定の形を示したい。

うとすると、やはり、国保の水増しがある疑いが強いものが見つかっている。

所得税の履歴の上では13年度までさかのぼることができるので調査したところ、やはり社会保険料の二重控除が発見されている。

そのような個別の事例が出てきて全体像を掴むことができない。調査項目を増やしていく必要性があり、結果として進まない状況にある。

問 二重控除の発生要因と継続性については、どう考えるか。

調査局長 単純な水増しか、誤りなのかは分からない。ただし、同じ世帯の中で一人しか控除できないものを、同じ世帯の別の方の控除としている例がある。

人的控除の付け替えや社会保険料の二重控除が、13年度から行われていたとすれば、単純に所得税還付の問題も14年～17年度間の調査で済まなくなる構図もあり、慎重に調査を進めている。

問 二重控除ということだがもう少し詳しく説明願いたい。

調査局長 社会保険料の控除を源泉徴収票で控除されている人とは別の人も控除を付け、さらに、同じ控除を、世帯の同じ人につけ

るといふ例が見つかっている。

副市長 調査委員会の長として、国保税調定額の不正な減額の調査について不徹底な調査であったことをお詫びいたすとともに、この調査の現場の長としての責は負わなければならないと考えている。

今後の調査の徹底をお誓い申し上げ、もう少し時間をいただきたい。

議長からは、客観的な事実の解明と再発防止が議会の務めである。公の立場では許されないことを行政上当局はどのように捕えるのかであるという提起がなされ閉会した。

(荒木田 記)

